

医薬品医療機器総合機構 評価項目一覧

事項	中期目標 該当項目	評価項目	令和元年度 (主務大臣評価)	令和2年度 (主務大臣評価)	令和3年度 (主務大臣評価)	令和4年度 (自己評価)	見込み評価 (自己評価)	項目別 調書No.	重要度	難易度	重点化項目	重点化理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3・1	健康被害救済給付業務	A	B	A	A	A	1-1	○	○	○	【重要度】 医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。
	第3・2	スモン患者等に対する給付業務	B	B	B	B	B	1-2	-	-		【難易度】 先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学的・薬理学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される。 請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の60%以上を6月以内に処理することは、極めて難易度が高い。
	第3・3	審査業務	S	S	S	S	S	1-3	○	○	○	【重要度】 1 医薬品・医療機器の迅速な審査の実施について、引き続きイノベーションに対応した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、現状の審査期間を堅持する必要がある。 2 革新的な技術を用いた医薬品・医療機器及び再生医療等製品等を迅速かつ安全に患者の元に届けるためには、個々の製品の特性に応じた有効性及び安全性を評価し適正な規制を行な必要がある。このための基盤となるレギュラトリーサイエンスの推進は、最新の科学的知見を踏まえつつ、実用化における課題を的確に見出し、解決へと導く上で必須であり、異なる業務の質の向上の観点から重要である。 3 日本発の医薬品・医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。
	第3・4	安全対策業務	A	A	S	A	A	1-4	○	○	○	【重要度】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。近年、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策は益々増加している。 2 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「クリニック・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(MID-NET)を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。」とされており、MID-NET等のリアルワールドデータを用いた安全対策の高度化に向けた取組を推進する必要がある。 3 日本発の医薬品・医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。
業務運営の効率化に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項	第4 第6	組織ガバナンス関係	B	C	B	B	B	2-1	○	-	○	【重要度】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。
財務内容の改善に関する事項	第5	経費節減、予算、資金計画等	B	B	B	B	B	2-2	-	-		
総合評定	—	—	A	B	A	A	A	—	—	—		